

# 公社管理道路運営事業の特例

## ～民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能化～

(民間事業者による公社管理道路運営事業 構造改革特別区域法第28条 平成27年9月1日施行)

### 特例措置前

#### 道路整備特別措置法の考え方

- 建設された道路は無料で一般交通の用に供される「無料公開の原則」が適用される。
- 一方で、道路の整備を促進するため、借入金により整備し、通行料金を徴収してその返済に充てる有料道路制度を規定するとともに、料金の徴収主体を高速道路会社、地方道路公社等に限定している。

(規制の根拠)

道路整備特別措置法第10条第1項、第11条第1項、第15条第1項

### ニーズ

- 有料道路運営事業において、民間業者のノウハウを活かした、柔軟で地域活性化につながるサービスを展開したい。

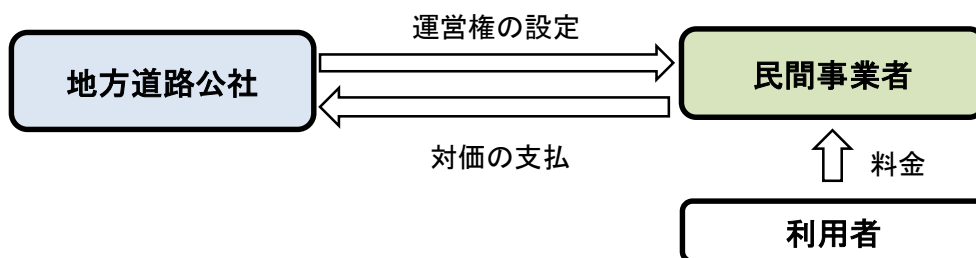
### 特例措置

#### 道路整備特別措置法の特例

- 地方道路公社が公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者に料金を収受させることとし、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする。

#### <コンセッション方式(公共施設等運営権方式)>

利用料金の徴収を行う公共施設について、道路公社が施設を所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。



### 効果

- 民間企業の経営ノウハウを活用することで、良質な利用者サービスを提供すること等により、地域の活性化が図られることが期待される。